

江北民衆暴動（一九二九年）について

三 谷 孝

はじめに

(137) 江北民衆暴動（一九二九年）について

国民党・南京政権が全中国の「統一」を果した一九二八年から翌二九年にかけて、当時同政権の直接的支配下にあった江蘇・浙江・安徽等の省内各地では、「訓政」開始にもなつて国民党地方党部によって進められた「迷信打破運動」⁽¹⁾に反発した民衆による暴動が続発して⁽²⁾いた。これらの暴動は、当時の新聞・雑誌記事において「愚民」による「復古反動」とか「進化」に逆行する「時代の障害物」などと論評されており、近代化過程におけるとるにたりない挿話的出来事の一つにすぎないものと見なされたためか、あるいはまた先進的な農民革命の系譜に重きをおく研究動向のためか、戦後顧みて論じ

られる機会をもたなかった。たしかに、これらの諸暴動はそれぞれ個別的に中国の一地域において短期間展開したにすぎないものであるが、「近代政党」による啓蒙運動に対する「反動」として、「伝統」的農村社会に根ざした「伝統」的結社の武力によって起されたものであり、その意味で中国近代社会史の根本問題に関わるものであるともいえよう。

小稿は、この問題へ接近するための模索的作業の手初めとして、諸暴動のうちで最大規模の江北民衆暴動⁽³⁾をとりあげ、この抵抗闘争の起因と展開そしてその孕む問題を、当時の政治・社会状況のなかでとらえ直してみようと試みたものである。

(1) 前稿「南京政権と『迷信打破運動』」（一九二八—一九

二九)、『歴史学研究』四五五号、一九七八年四月)は、もともと本稿と一体の論文として構成されていたものであり、併せて参照していただければ幸である。

(2) 『申報』『時報』記事に見られる限りで、この兩年に「迷信打破」に関連して起された暴動は一五件(江蘇一〇、浙江二、安徽二、山東一)を数える。

(3) この「暴動」に論及した当時の論文として以下のものがある。

① 張振之「宿遷小刀会的暴動」(一九二九年二月二八日、『京報』記事に基づいて整理されたもの。『革命与宗教』一九二九年六月刊所載)

② 青山「紀宿遷的民变」(『民意』第七期、一九二九年四月二八日)

③ 易元「党逼民反」(『紅旗』第四期、一九二九年二月二一日)

④ 沢村幸夫「支那農村の慘劇」(『東洋』一九二九年四月号)

⑤ 吳寿彭「逗留於農村經濟時代的徐海各属」(『東方雜誌』第二七卷第六号、第七号、一九三〇年三月二五日、四月一〇日)、その紹介文として、中島権「江北農村社会の構造に就て」(『滿鉄支那月誌』第七年度第九号、一九三〇年九月)及び抄訳として、吳寿彭・張益圃「江蘇北部における地権集中」(太平洋問題調査会編杉本俊朗訳『中國農村問題』一九四〇年岩波書店刊、所載)がある。

1 軍閥混戦期の江北農村社会

江蘇省北部(以下、江北と略称)は、山東・河南・安徽・江蘇の各省が境を接する四省交界地帯(い、わゆる「四不管」)にあたり、公的支配権力の影響の最も及びにくい地域として、歴史的に反政府勢力の温床を形成していたが、一九二〇年代においても、「奇教怪会……層出して窮まらず」といわれる様に、民間に多数の秘密結社を叢生させていた。

本節では、本論部分の前提として、暴動が展開されることになるような江北農村社会の特徴について必要な限りでの要約をおきたい。

江北農村は、「土圍子」「寨」「集」「莊」等と呼ばれる、周圍二―三キロメートルの土壁(ないし石壁)で囲まれ、四隅に砲楼を配した土寨を中心に構成されていた。土寨の中には、寨主でもある土豪・大地主と、その土地を耕作する数十から数百に及ぶ農民が住み、更に土寨の周圍二―三キロにわたって散在する小村落の住民の多くも寨主の佃農であったという。これらの寨主は、一―二万畝以上の土地を所有し、自らの佃農及び退役兵や失業農民

によって編成された私兵集団である「保衛団」の団長として、その武力を背景に周辺一帯に「郷村政権」とも呼ぶうる総合的な權威（治安秩序及び祠堂・廟宇を利用した「民衆教化」的慣習の維持、「民事裁判権」の掌握など）をうちたてていた。

自給的傾向の強く残存する後進的な農村経済を基礎にしたこの種の「郷村政権」は、軍閥混戦による省権力の政治支配機能の解体を契機に、県政府の命令を斥け賦税の納入を拒否して「独立・割拠」し、土豪の連合体を形成して県政府に対抗していた。一方、その「政権」下に生活する佃農や貧農たちは、「分種」という極めて隷属性の強い小作関係や雇傭関係を通じて地主の支配下におかれており、また土匪や敗残兵の襲撃より免れうるといふ便宜のために、そこで形成されている閉鎖的な村落秩序より直ちに脱することを望まなかった。後に国民党員をして、「〔江北の〕土豪は田地が多く、その手下も多い。その地の人民は知識も浅薄で、甘んじてその害を受けている」と嘆かせたのは、このような状態を指してのことと思われる。

このように軍閥混戦は、土豪を中心とする村落の自衛

的結束を強化させるといふ結果をもたらしたが、他方、農村の荒廃は、難民・破産農民・游民などの直接的関係においては土豪の規制力の及ばない半流動的な社会層を増加させ、それにともなって秘密結社の活動も活発化していった。当初運河沿いの地域に活動基盤をもっていたこれらの結社は、更に多くの游民層を含みこんで拡大し、巫覡・算命・医師・旅芸人・魔術師等の人々を媒介にして、村落内の下層民衆の中に浸透していった。そこで秘密結社は「郷村政権」の利害と背反することなく、外部の敵より郷村内の在来の諸関係を防衛するという課題を共有することを通じてこれと「共存」しうる可能性を獲得し、そして、孫伝芳軍閥没落後の江北農村に「割拠」する勢力に加担することによって、公然と「開堂授徒」して飛躍的に会徒を増加させることができた。このように、国民革命末期の江北農村では、旧軍閥支配の崩壊によって生じた無政府状態に対応して形成された地方的な「割拠」勢力が、在地の支配権を独占的に掌握し、中央権力による新たな支配の浸透を阻んでいたのである。

この「難治」の地域に、南京政権が土豪層との摩擦を

出来るだけ避けながら実質的な支配を及ぼそうと苦慮していた時、国民党地方党部（当時、党務指導委員会と称した）の若手黨員たちによって、政府の禁令を無視して強行された宿遷県における「迷信打破運動」を契機にして、暴動は開始されることとなった。

- (1) 青山、前掲論文、一三ページ。ここでは、紅槍会・白旗会・無極道・小刀会・黒槍会・薄盡党・靈山道・光蛋会・夜来吃等の「奇教怪会」の存在が指摘されている。
- (2) 吳寿彭前掲論文は、江北農村の具体相を明らかにしたすぐれた論稿である。以下、この節では特に註記しない限り同論文による。また、江北農村社会における秘密結社の動向については、稿を改めて論じたい。
- (3) 倪弼「江蘇省党務情况」〔江蘇旬刊〕第二一・一三期合刊、一九二九年一月、一一ページ
- (4) 秘密結社の「教師」の多くは、以下の資料に見られる様に游民であった。

以前各郷区開堂授徒蠱惑民衆之邪術教師多係無業游民、〔溧陽等県化除土客意見辦法〕「江蘇省政府公報」一四四、一九二九年五月二五日）

查刀会教師、実係無業游民、到处游蕩、藉端鼓惑、〔蘇省取締刀会辦法〕「申報」一九二九年二月一日）

また淮陰県においては、放浪者である石金沙という人物が、医術（針による治病）を媒介に住民と結盟して「妖言」

をなし、一九二九年八月に蜂起しようとしたという。（「高等法院通輯妖言惑衆之武通」〔江蘇省政府公報〕——以下「公報」と略称する——二一三、一九二九年八月一七日）

(5) このようにして形成される閉鎖的な村落秩序の性格については、「伝統的農民闘争の新展開」〔講座中国近現代史〕第五卷、東京大学出版会、一九七八年八月刊）の中で不十分ながら検討した。

2 暴動の開始⁽¹⁾

一九二九年二月一三日（陰曆一月四日）午後一時、宿遷県城外に集合した三、四〇〇人の小刀会徒は、入城して進香（仏に香を供えること）するのだと称しつつ、手に短刀・纓槍・小銃をもち、「党逼民反」（党が圧迫するから人民は造反するのだ）の大旗をたてて（易元論文、申二・二一）、西城門より市街に入った。まず十数人が集団から別れて電柱・電線を切断して通信網を破壊した。集団は県政府の門前を素通りして東城門より出て、東大街にある公共演講庁（県党部が東嶽廟を破壊した跡に建設した建物）を、「三民主義を打倒しろ」「洋学堂を打倒しろ」「党匪を打倒しろ」「帝國主義を擁護せよ」「日本人は我らのよき同胞だ」〔導報〕⁽²⁾などと叫びつつ襲撃

(141) 江北民衆暴動（一九二九年）について

し器物を破壊した。同時に、他の人数は、国民党県党部・電報局・各学校を攻撃した。そして午後九時にいたるまでに各所を捜索・破壊し、党员・教員・学生等三十余人を捕え、十余人を負傷させた。この時暴動開始時に留守であった県長童錫坤が帰城したが、会徒を制止することをせず、また公安局長の孫啓人も会徒の攻撃から党部を守ろうとせずに姿をかくしていた。第一波の攻撃を終えた会徒は極楽庵⁽³⁾で休息し食事したのち、深夜に再び演講庁・県党部・各小中学校の破壊を続行したが、政界・商会等の人々の調停によって、指導委員会の党员二名と省立中学の教員一名の計三名以外は釈放した。この頃暴動に参加する者は、七、八千人程にふくれあがっていったという（申二、二〇）。

翌一四日、小刀会の動きに同調する者はいよいよ増加し、懷仁中学・女子中学・商立学校などを破壊しつつ（時二、二三）、戸ごとに捜査して「党员学生」及び「青少年男女」を捕えたが、多くはすぐに釈放した。午後一時、会衆は城西の黄河灘に集合し、県長の「訓話」を聞き、そして、県長に対して口々に三条件すなわち、（一）党部・学堂の取り消し、（二）東嶽廟の再建、（三）苛捐雜税の取り消

し、の要求をした。⁽⁴⁾ 県長はこれに対し、（一）については権限外のことであるので省政府に交渉したい、（二）（三）については全く賛成である旨返答した。会衆は手をたたくてよろこび、拘留の続いていた教員や指導委員を釈放した。

一五日午前中、会衆はまた県城に来て大挙捜索し、女学生多数（女子で短髪の者は「妖異」とされた、時二、二三）を捕え、個人の住宅十余カ所を破壊した。対象となつたのは、韓占一（廟の破壊の中心人物と見られていた工場主）、葉楚山・朱亜伯（行政局人員）、曾子倉ら国民党地方党部の政策を積極的に推進した人々の家であった。更に農村部の進化郷、義勇市等の党部が相ついで破壊された。県長は午後三時になって、西関に集まった五、六〇〇人の会徒に前日と同じ内容の「訓話」をし、又兵隊が来ても戦いには加わらせないと約束した。会徒たちは県長に向つて、羅毅堂（教育局長）、王志仁・徐政・蔡克棟（指導委員）、韓占一・韓兆奎・葉楚山（行政局人員）を引きわたすよう要求した。また暴動側の武装部隊の指揮者で、小刀会勦匪総司令を称した張某⁽⁵⁾は、小刀会の勢力は南は清江・衆江に・北は山東省の嶧・滕の諸県に達し、連発銃三万挺、長槍・短刀無数を所有していると

て、県長を恫喝した。この頃までに各地から集められて、運河周辺に散開した会徒民衆は五、六万を下らないといわれていた(時二、二一、申二、二一、『紅旗』一四)。

午後七時すぎ、第九師団(師長蔣鼎文)第二八旅団の陳琦団(連隊)が鎮庄のために到着すると、小刀会は土城(外城)より退出し、主謀者たちは姿をかくした。こうして第一次暴動は収束に向ったが、県域外は依然として小刀会の勢力範囲となっており、県域内にも「便衣」の会徒が出没して「反動的標語のピラ」が貼られたりした。一七日、県長は各機関人員を召集して会議をひらき、今回の事変が自分の責任でないと主張し、県党部のこれまでの措置が妥当を欠いており、指導法が無方針であったためであると批判した(青山論文、一七頁)。

この第一次暴動では、三日間に公共機関並びに個人の住宅計二十余カ所が破壊されるという物的被害はあったが、捕えられた党员・学生らも長期のもでも数日のうちに釈放されており、双方とも死者は出さなかった。また、到着した軍隊との間においても戦闘になることはなかったが、県域内は一応平静にもどったとはいえないものの、農村部はなお隊伍を組んだ小刀会の制庄区域となってお

り、県域における公安隊・軍隊と村落の小刀会との対峙は続けられていた。

3 原因と背景

この暴動の原因について、新聞記事類は、国民党青年党员たちの「迷信打破運動」が小刀会徒の反発を招いたことをあげている。例えば『時報』(二月二三日)は次のようにいう。

その暴動の導火線を仔細に調べると、主要には陰曆除を青年党员が性急に行ないすぎ、刀会が聚衆反抗したことによる。また、市街の塀に県党部が貼った「打倒小刀会」というポスターを見て、会徒はもともと党员を敵視していたので、「それがきっかけとなって」にわかに怒って起ちあがった。

また『新聞報』も、民変の原因として、(一)県指導委員会の工作人員が東嶽廟の偶像を打倒し、東嶽廟を公共演講庁として改築したこと、(二)五華頂の住持僧の慧門が、先月通匪の嫌疑で告訴されて、県政府に逮捕されたこと、(三)旧曆の新年の慶祝行事に対する禁止措置が非常に嚴重であったこと、の三点をあげている。

たしかに、陰曆大晦日（二月九日）から元旦にかけて、党務指導委員会が中心となって旧正月の祝い・賭博・賽会・迎神・売灯・扣百子等を禁止したことは、民衆の不満に火をつける直接的な契機となったであろうが、上述の「原因」だけでは、僧侶や道士たちと小刀会が反抗に起ちあがることは一応理解できて、それが数日にして五、六万の民衆を結集していく経過については説明できないであろう。

この暴動に参加した人々は、「和尚あり、農民あり、流氓あり、勞工あり、土劣あり」（申二・二〇）などと言われるように、複数の社会層にわたっており、それぞれの目的と意志をもって行動に起ちあがったものと思われる。そこで、次に暴動にいたる社会不安を醸成してきた諸要因を個別に検討しておきたい。

まず、暴動勢力の指導部を形成していた僧侶地主・土豪ら大土地所有者にして村落在来秩序の積極的擁護者たちの場合には、彼らの村落での政治的優位性を支えていた経済的基盤（田産・寺産・廟産など）を混り崩そうとする党部（及び教育局・学校関係者）と一部政府機関人員の動きが、そして彼らが指導的地位を占めている在来

社会秩序を脅かそうとする党部の動きが、暴動への重要な導因となっていた。県党部との対立は、一九二八年夏に当時の県長江鍊如が県指導委員会とともに小刀会の首領張儒高及び少数の著名な「土劣」、五華頂の「悪僧」を逮捕し、東嶽廟を破壊したことに始まる（青山論文、一四頁）。彼らは捕えられも長く拘留されることなく保釈金を払って釈放されるのであるが、「土劣」として「悪僧」として公安隊によって連行されることは、村落で封建領主然とした生活をおくっていた彼らの記憶に消すことのできない屈辱の汚点を残した。更には、党员・学生らによる「迷信打破運動」は、一挙兩得の策として、廟産・寺産を没収して教育経費に充当することを主張したのであるが、宿遷においても極楽庵・五華頂等の二〇万畝に及ぶ所有地を没収しようとしたことが（呉寿彭論文、七九頁）、僧侶地主にとって脅威となっていた。それ以外の土地所有者たちにとっても、県政府の実施しつつあった土地登記によって彼らの所有地や特権を奪われることは重大問題であった。例えば、邪県では、県政府は未登記の土地に棒を立てて土地を検査するように地主へ命令し、それをしない者の土地は没収して公有地とし

た。睢寧県でも、このような政府の土地調査への反抗が、暴動の導因となったことが指摘されている(呉寿彭論文、続、六六頁)。この「検査」によって登記されれば、当然田賦が課せられてくるのであり、それだけでも黄河の旧河道などを中心に無税の土地を多く所有していた大地主たちにとっては大きな負担の増加を意味したが、それとともに「検査」にあたる人々による「経費」の徴収が更に反発を招いたのである。礪山県では、この「検査」をめぐる紛争を避けるために、県長が「政府は決して金とり主義ではないのだが、書写登記は人々の手に頼るので稍さか経費を徴収して、仕事にあたる人の生活を援助せざるをえない」(『公報』一二八、四頁)とわざわざ弁明しなければならぬ程であった。

また、佃農・貧農等の、土地を全くもたないかあるいはわずかしかもたない民衆にも課せられる数々の名目の苛捐雑税があった。その中には、暴動の際に会徒によって公示された『民衆聯合意見書』にも見られるように、省政府の命令に基く捐税の他に、「省令なしの苛捐雑税」もあって、民衆を苦しめていた。第一次暴動で会徒に捕えられた党務指導委員の徐政に向って、民衆は「党部は

なぜ苛捐雑税を増やすのか、どうして新年の娯楽をさせないのか、どうしてアヘンと賭博を禁じるのか、どうして錢糧を加徴するのか」と問いつめたという(時二・二四、申二・二四)。又、江北に多数存在する塩民は、塩局・塩務稽查所・硝磺局によって土塩の採取と販売を禁止されて、生計の手段を絶たれようとしていた。

これら様々な苛捐雑税等の負担増加に加えて、更に一九二八年に江北一帯を襲った旱害・蝗害による重圧が高が平年の三〇パーセントに落ちこみ、災戸四〇、八六四戸、災民二〇八、三五〇人といわれ、全県戸数人口の三分の一をこえる人々が被災していた。⁽⁶⁾これらの守るべきもの頼るべきものを持たない災民・破産農民の中には秘密結社に加入する者も多く、それにともなつて結社の活動も活発化していった。⁽⁷⁾

このような事情から、この暴動は呉寿彭が指摘するように、その内部に二重の性質をもっていたといえるであろう(呉寿彭論文、続、六六頁)。一つは、僧侶・土豪等の大地主が自らの土地所有権・在地における支配権を党部を中心とする勢力の攻撃より守ろうとした、いわば

防衛的な武力反抗、もう一つは、佃農・貧農・難民などの下層民衆が、彼らを貧窮に陥し、パターナルな村落内の社会秩序をかき乱した「悪」の実践者としての国民党県党部及びそのような「苛政」を正当化し権威付けている存在である。「国民党」「三民主義」「孫中山」などまで否定していく、失うべきものをもたない境遇に陥いた者の攻撃的な反抗である。社会経済的危機状態の中で形成された民衆の精神的な不安・鬱屈は、苛捐雑税を強要する「元凶」であり、家族的・地域的和合の象徴であると同時に、「日常」の禁欲的な勤労生活とは異なった価値の世界を体現して一時的にはあれ精神的な解放感を獲得できる「迎神賽会」の中心でもある廟宇・祠堂を仮借なく破壊し、「祝祭」や固有の民間信仰を禁圧する「得体の知れない」抑圧者でもある国民党員たちを対象に定めて、「名状すべからざる衝動」（沢村前掲論文）感を伴って噴出したのである。彼らはこうして党员・学生と見れば殴りつけ、「三民主義」に反対し、孫中山の像を破壊し焼きすてたのである。彼らにとっては、「三民主義」も「孫中山」もそれ自体としては自己と直接の関係を含くもたない存在であったが、上述のような「悪」

を代表する勢力としての「党匪」がそれらを権威として掲げる限り皆敵対物と認定されていった。逆に党が反対を表明するものは、それがいかなるものであるかに関わりなく擁護すべきものとなっていた（例えば「帝国主義を擁護せよ」「日本人は我らのよき同胞だ」という主張など）。数百名規模の組織された武装集団によって開始された暴動が、数日のうちに五、六万の規模にふくれあがっていく事態の基礎には、小刀会の組織を利用して各地の会徒を召集したということの他に、貧農・破産農民・游民層をひきつけていくこのような条件が存在していたことを閑却してはならない。

4 第二次暴動

第一次暴動が一応収束にむかい、暴動集団の周辺部を形成していた多くの農民たちが分散し始めていた頃、県政府と県党部とはそれぞれ別個にこの暴動への対策を発表した。

党部は、この暴動は県長・公安局長及び商會會長、五華頂や極楽庵の僧侶たちが、小刀会と結託して起したものであるとし、下記の八項目からなる要求を、三月一日

に南京で発表した。

(一)刀匪と結託し、これを操縦して暴動させた県長・公安局長の厳罰、(二)匪僧の逮捕、(三)五華頂・極楽庵の廟産の差押え、(四)一切の土劣の嚴重処罰、(五)被害を受けた場所を手厚く救済する、(六)刀会の組織を根本的に解散させる、(七)刀会会首を嚴重処罰する、(八)徹底的に宿遷の吏治を肅清する。(申三・二)

ここには、今回の宿遷暴動が県政府首脳部、僧侶・土豪、小刀会という三勢力の協同によって起されたものという認識があり、それぞれの勢力に対する処罰とともに、県長らの責任をその上級機関である南京政權、省政府に認めさせようとする意図を見ることが出来る。

それに対して、県長が地方各団体を召集して協議して出した結論の「刀会を勦撫する辦法」はその名の示すように、すべての対策を小刀会へと向けていた(この會議の結果についての「報告」は三月二日に省政府に届けられた)。そこでは、冒頭で暴動の起った時に県長は留守であり変を聞いて帰城したが、把握している武力も少ないために「平和的處理」が必要であった、と暴動時に県長のとった態度についての弁明がなされたのち、以下の

様な小刀会対策が提起されていた。それは、(一)先ず会徒の標槍と刀を「官」に納めさせて廃棄し、次に「村落」に連帯保証制をひく、(二)槍刀を廃棄したのち今回の事件の首要犯人を処罰する、(三)各学校・各党部・各団体が受けた損失は事件の主謀者が賠償するというものであった。そして実際には、住民に対して、「分を守って、「小刀会」教師に蠱惑せられることなく、期限通りに刀槍をひきわたす、ひそかに会を開き設壇授徒することを嚴禁する」旨の布告が出される等の措置がとられた(『公報』八四、一〇―一頁)。反官的な性格をもっている民衆武装の解除と、秘密結社・游民を土着農民たちと分離していくという方法は、公権力による暴動收拾時における常套手段であったが、この対策は殆ど実施されることなく、二回目の暴動が起されることとなった。

三月一日、公安局は小刀会の「首要」十余人を城内に誘い出して捕えた(『商報』『時事新報』)。これに対して小刀会はその晩より泗陽・衆興等の各地の会徒に檄を飛ばして動員をかけた。翌二日、県城の陳团长は一〇騎の偵察隊に会徒の動静を探らせたが、この騎馬隊は集合しつつあった会徒に包圍されて捕虜とされた。その頃まで

に万余人を集めていた小刀会は、捕虜の交換を要求してただちに県城を包囲し（時三・八）、通信を断ち、「假国民党の打倒」「附加税の取り消し」のビラを貼った（時三・一〇）。県長は人を介し解散するよう勸諭したが、先に県長が会衆に対してした「既往は追わず」（過ぎ去ったことは追究しない）という約束をあっさりと反古にしているために、全く効果がなかったという（『公報』一〇九、五十七頁）。三日、県長は陳団とともに公安隊を率いて城を出て刀会と交戦し、二〇余名を死傷させて解散させた（時三・八）。翌日も沈荘・古城・黒魚汪〔灣〕等の村で会徒を搜索し、四百余戸の家を焼いた。この二日間に、初めて死者を出すが、その際の軍隊による弾圧ぶりは、住民、会衆は「胆がつぶれ……争って董保〔董事や保長〕に身元を保証してくれるよう頼みこみ、多くは刀をさし出して、安心して帰農できるよう希望した」と報告される程すさまじいものであった。

頃亂し、県政府に拘禁されていた「土劣」の馬啓豫・臧蔭篤・「劣僧」の文宣・希承らは混乱に紛れて逃走し、県政府・公安局の各機関の人員も一斉にかくれてしまった。有力な「地方人士」は生命財産を守るために、臨時治安維持会を組織し、城廂行政局長の王仰周を臨時県長に推し、まもなく帰城した公安隊に依拠して治安を維持しようとした。同じ五日の晩県城の混乱を知った小刀会は再び県城を包囲し、その「喊声は天地をゆり動かし、〔県城の〕人心は極度の恐慌状態」におちいった。小刀会を武力で撃退することが不可能であると判断した県城側は和議を申し入れ、三、四日の交渉ののち「苛酷な条件」の要求を受け入れた。これによって「賦税は常のようになんか完納するが、附加税については殆どが取り消され、また刀会の中から八人〔黄秀生・李子憲ら、時三・一九〕が推薦されて〔臨時県長の〕王の行政の一切を補佐した」。その結果、宿遷を中心とする四〇里以内は「儼然たる一つの自治区」となったと若者たちははやしたてたという（『商報』『時事新報』）。主要な要求が通ったため、小刀会の大部隊は九日にひきあげ、南関廟に会の機関だけが残された。一日、泗陽・邳県・睢寧という周辺三

県の県長が公安隊を率いて到着し、治安維持会とともに被災地を視察し、一三日には三県長の「訓話」によって南関廟に残っていた会徒も家に帰った。そして一六日に唯寧県長に臨時県長の王より県篆が手わたされて県政治も「正常化」し、この「事変」はようやく一段落を告げることとなった。

この第二次暴動によって、小刀会側の二要求（苛捐附税の取り消し、貧官汚吏の打倒）は一応実現し、党員も宿遷より避難して姿をかくしたため、彼らの要求は、(一)東嶽廟の再建、(二)損害賠償、(三)県党部の設置禁止・学校の設置禁止（青山論文、一七頁）、だけとなったが、このような成果も、南京政権側の軍事力配置の間隙をついて獲得されたものでしかなかった。県長の童錫坤がこの民衆に有効に対処できなかつた責任を問われて解任され、新県長が赴任するとともに、この成果も葬りさらされていくことになる。

しかし、宿遷付近と共通する問題を抱えた地域において、この暴動と「呼応」する形で反政府勢力による武装蜂起が起されることとなった。

宿遷暴動が収束に向いつつあった三月一二日夜、宿遷

の北西約一〇〇キロメートル程の地点、すなわち滕県と南沙河の間で津浦鉄道が「紅槍会」によって拆毀され、同時に臨城（薛城）が数千人の「小刀会」によって（時三・一四）、濟寧が「紅槍会」によって包囲されていた（時三・一七）。これらは、実は各個分散的に起された暴動ではなく、山東西南部一帯に急速に勢力を拡大していた無極道が、国民党員による「政治刷新」「風習改革」（迎神賽会の禁止など）に対する民衆の不満を組織して、三月一二日に、滕県・魚台・濟寧・曲阜・嶧県・金郷・曹県等の二四県で一斉に同時蜂起したものであった。無極道の指導部の李光炎（総方丈兼文師）王伝仁（道長）らは、山東半島東部に残存して国民革命軍に反抗していた張宗昌と連絡をとって四万元の軍資金を獲得し、三月一二日（孫文の命日、そして陰曆二月二日・龍抬頭の日）⁽¹⁰⁾という「吉日」にその軍事組織としての中央無極軍、無極軍産同盟軍（督統・総指揮・参謀長・師旅団營長・梯隊司令などの職があった）を中心に、紅槍会・白槍会を友軍として、先ず全力で濟寧・滕県・魚台の各県城を攻撃し、更に徐州に進行する計画であったという（時三・二二）。結局、二万をこえる道徒で二日間にわたって攻

撃した濟寧では、駐屯する第二師団(梁冠英部隊)の反撃によって甚大な犠牲(死者千数百、捕虜八〇〇)をばらって敗退、五万を動員して攻撃した魚台は一四日に陥落させ、県党部・各学校を破壊し、監獄の囚人を全員釈放したが、一五日には孫良誠(当時山東省政府主席)の指揮下の部隊によって破られた。西北軍の支配地域で起されたものではあるが、この暴動もまた、三民主義の名の下に行なわれた「建設的事業」に全面的に反発しつつ、「旧制の恢復」「廟宇の再建」「婦女の纏足^{てんそく}の禁止に反対」などの「復古」的要求をかかげて起ちあがった民衆の反抗闘争であった(時三・一九)。

また、三月二三日には、睢寧県の三岳・河北両市の「愚民」が「党政を敵視」して暴動し、市政局長を殴り重傷を負わせるといふ事件も起っていた(申三・二七)。このようにして、暴動は宿遷一県規模のものからその周辺地域の反政府勢力と直接的間接的に連携したものと、またより強固な組織性と計画性をもつものへと変化しつつあった。

5 第三次暴動

第二次暴動は県長不在の下に一応収束した。党部は先の対策に引き続いて以下の様な対応策を発表した。

〔A〕当面の方針

- ① 県長・公安局長を解任・処罰し、聡明で健全な革命同志を任に充てる。
- ② 極楽庵の僧衆・五華頂の悪僧を処罰し、その廟産を没収する。
- ③ 一切の検挙された土劣⁽¹²⁾を逮捕し、厳罰にする。
- ④ 強力をもって刀会を解散し、首たる者を処罰し、そののち安撫する。

〔B〕根本方針

- ① 農村組織を改良し、農民生活を増進する具体的な進行方策を確定する。
- ② 本党が土地問題に対しておとるべき政策を確定して、根本的に豪紳勢力を剷除することを図る。
- ③ この種の組織をもった特殊民衆(すなわち刀会)に対する訓練は、詳細精密な計画をもってなさねばならない。
- ④ 徹底的に吏治を肅清する。
- ⑤ 今後、土豪劣紳に対しては徹底した方法と実力

をもって対処しなければならない(青山論文、一七頁)。

〔A〕については、前回の対策と殆ど変らないが、〔B〕の根本策には、農民生活の社会経済的な困窮が暴動の根源的な要因となっていて、党の指導が民衆に浸透するのを阻んでいる「土劣」の郷村における政治力の強さ等の点に対する党部の認識が、困難な事態に直面したことによって深められているのを見ることができ、地方党部はそれが最も必要としていた「強力」「実力」をもっていなかった。また、民衆をとらえていた「迷信」にとって代るべきものを創出しうる準備も具体的な計画もなかった。一般的に「迷信を打破して三民主義を信仰させる」(公報一五六、四頁)といった次元での「迷信」問題への対応であった。

一方、南京政権・省政府は、武装蜂起に対しては差当り軍隊の出動による武力弾圧でもって対応した。解任された県長童錫坤に代って劉昌言⁽¹³⁾が差任するとともに、岳維峻系の騎兵团(孫仲猷團)が県城に駐屯した。新県長は付加税取り消し等を決めた先の「和約」を無視し、更に県城の内外で会徒の賀大金子等十数人を捕え、会徒方

平安の家を搜索するなど、小刀会に対する弾圧にのり出した(時四・二四)。

こうして、第三次暴動は宿遷・邳県の県境にある密湾鎮に対する「大同軍」の攻撃と占領によって開始された。今回の暴動の拠点⁽¹⁴⁾は、密湾の張家集におかれていた。二次暴動後、宿遷・邳県・睢寧の「著名な土劣」の黄秀生(当時邳県塩務緝私局長、その父親黄秉武は小刀会の一首領)・張鼎臣・薛幹臣・臧柏石・陳士髦⁽¹⁵⁾らは、張家集の張の家で秘密に会合し、山東東部の直魯軍の残軍、山東省長山県の皈一道⁽¹⁶⁾や、江北各地の刀会、山東南部・安徽北部などの槍会に連絡して、四月一二日(陰曆三月三日、蟠桃会の日)に一致呼応して蜂起することとし、大同元年という年号⁽¹⁷⁾・大同規約十条及び五色黄龍八卦の旗を決定し、大同軍を組織していた。これらの指導部は上記三県の土豪の連合体であって、旧直魯軍旅団長の李某が軍事組織化の面を担当したが、実際の武装部隊としては、小刀会と結んでこれを動員し、銃のある者には弾丸を、銃のない者には長槍・大刀を支給したとい⁽¹⁸⁾う。

四月一日朝、召集されてきた二〇〇〇人の小刀会徒(正司令・胡幹臣、副司令・薛幹臣、參謀長・臧柏石・

閻壁臣）は、密灣鎮を攻撃、その晩にここを占領した。

まず公安隊及び行政・公安・塩務局等の所有の武装を解除して連発銃百余挺を没収したのち、それらの機関・党部・学校を破壊し、捕えた黨員・学生ら五人を銃殺した。

占領三日目の一三日には、「大同革命仁義興龍軍」名義で「徐州はすでに手に入れた、将来宿遷を攻め破って、道を江淮にとり、南京に至って都とする」という内容の布告を出し、又没収した黨員の家産は小刀会の香火費にあてると宣言した。そして、戸口調査を行なって、戸ごとに壮丁一人ずつを入会させたために会徒の人数は激増し、刀を作るかじやは昼夜兼行で作業をしたという（時四・二二、申四・二一）。

他の地区でも、予定の一二日より一斉に蜂起が開始された。まず一二日、下邳が四、五〇〇〇人の会徒（張子駿・張鏡秋が指揮）によって占領された。又、老虎坵では数千人の会徒が集まり、一四日に土山鎮を攻め陥し、一五日には邳臬城を攻めようとしていた。同じように皂河・四戸等も占領された。

一方、宿遷県内でも、四月一三日に陸家集の圩内に数百人が集まり、付近の住民に対して銃の「借用」を要求

し、「貸さない者があれば、黨員と判断して」処断したという。一四日、県長は探馬（偵察騎兵）三騎を派遣して「大義を解釈」させて平和的に解散させようとしたが、会徒は県長のことを大いに罵り、探馬一人を拘留した。

このために、県長は臬城の孫仲猷團長及び公安局長汪公義と相談のうえ、騎兵一連（中隊）・歩兵三連・迫撃砲一隊を率いて陸家集に救援に向ったところ、老官廟で待ち伏せていた会徒との間で激戦となった。二時間にわたる戦闘のすえようやくこれを撃退して臬城に帰還するこゝが出来たが、この戦闘をきっかけにして、宿遷各地の小刀会組織——永慶郷（丁克興等）、大同郷（張儒高等）、黒魚灣（劉士竜等）が再び暴動を起すことになったのである（時四・二二、四・二四）。

このような各地における暴動に驚いた各県政府は、付近に駐屯する軍隊に出動を要請した。密灣付近の中心勢力に対しては、隴海線の新安鎮・運河鎮付近より出動した独立第四旅団（旅長譚曙卿）の二個連隊が南下する一方、宿遷から騎兵団が北上して、反乱軍を狭撃する態勢で戦闘が開始され、一五・一六・一七日の三日間にわたる交戦によって、小刀会の組織的抵抗は潰え、一八日に

は「邪宿雠の刀匪、已に蹤跡を絶つ」という報告がなされた。この三日間の戦闘の過程では、「刀匪の類は多くは農民であり、指揮者も軍事的知識に乏しく、しかも匪衆も抵抗の能力がない。……それぞれ鳥獣のように散らばった」とか「胆の怯えた者は、変じて農民となった」とか言われるように、寄せ集めの農民軍の結束の弱さをさらけ出す面もあったが、尚集団をなして行動する六、七〇〇人の小刀会徒は、安徽省との交界へ後退して房山市を占領し、双溝方面一帯を制圧して(時四・二五、申四・一九)、依然頑強に抗戦を続けていた。

他の暴動集団が敗退しつつある中で、宿遷县城付近の小刀会は、電線を切断して県城に迫っていた。一九日、県城の騎兵団及び公安隊は、老官廟で刀会を迎撃したが食い止めることができず、県城に退却した。追撃してきた会徒は、運河を渡河して圩内(外城内)の東大街に突入し、三座の砲楼を占拠して県城を攻めた。県城の軍が、砲楼からの攻撃を防ぐためにそれに放火したことによって、砲楼とともに付近の商店二十余軒が灰燼に帰した。その後、省警備隊が睢寧より救援に駆けつけて、孫仲猷団・公安隊とともに「攻勦」にあたったために、二二日

になって小刀会の集団は崩れ始めた(時四・二四、四・二六)。同じ二二日、邳県方面の会徒も、第三師団(毛炳文系)第一六团长趙定昌指揮下の二個營(大隊)・機關銃連(中隊)・迫撃砲連(中隊)及び独立第四旅団の二個營・邳県公安隊によって攻撃をうけ、七年にわたって占拠してきた砦を破られ、残余の部隊は山東省嶧県へ逃走したという(時四・二七)。

小刀会の組織的抵抗がやむとともに、宿遷の県長は、県の保衛団の力をかりて「刀狩り」を開始した。城内では戸ごとに期限を決めて刀槍を納めさせ、城外では郷ごとに「勸導」して、二七日までに大小刀を大車(大八車)一〇台分没収したが、城外地区の多くの会徒たちは、錆びた刀を差し出して、利刀はかくしたといわれる(時四・三〇)。

こうして、四月一日以降一〇日間以上にわたった第三次暴動は、正規軍四個連隊を中心とする鎮圧部隊の圧倒的な火力の前に敗退し、郷村は「平常」に復していった。

6 村落支配の再編

—— 結びにかえて ——

小刀会を中核とする暴動集団を構成していたのは、呉寿彭が指摘しているように、「(a) 退役軍人（直魯軍人及び孫伝芳・齊燮元の部下）、(b) 土豪劣紳及びその子弟、(c) その佃農、(d) 流氓・地痞、(e) 匪類」（呉寿彭論文、統、六六頁）と複数の層にわたっており、それらはすでに述べたように微妙に食い違ったそれぞれの目的をもっていたものと考えられる。その中で、(c) の佃農は (b) の土豪地主層の強い規制力の下にあり、(d) (e) の游民層は狭義の小刀会（宗教的秘密結社）と極めて密接な関連をもっていた。そして、土豪らはその攻撃対象を直接具体的に彼らの利害に対立している党员や一部の地方官僚に限定しており、南京政権に対する全面的な「造反」¹⁹と認定されないように布告文の類にも注意が払われていた。一方、下層民衆は県政府による苛斂誅求と圧制を実行していた機関すなわち公安局・塩局・市郷行政局を攻撃し、南京政権による農村支配体制そのものやその理念的根柢である管の「三民主義」等ま

でも否定していくという、いわば彼ら自身の日々の体験の中より獲得され蓄積された「本能的」とも言いうる感覚に依拠して造反に起ち上ったものであった。事後における政府の対策も、この両者の間隙に楔を打ち込む形でなされていく。

第一に、「土劣」と小刀会の分断が企てられた。第三次暴動がまだ収束しきっていない四月二日に省政府へ届いた民政庁の呈文をもとにして、五月九日、省政府は「取締土劣勾結刀匪辦法」（『公報』一四八、一九頁）を各県に指令した。「土劣」が本来的に在来秩序の擁護者である以上、地方公権力にも結びつく可能性を多分にもっていたことは、三次暴動の主謀者の一人・黄秀生が邳県の塩務緝私局長であったことから想像しうる。この「辦法」は、土豪が県政府の側に自らの利害を同調させるのを有利と考えるのか、それともそれに背いて秘密結社・游民層と結びついて「独立」するのかわという問題に関わるものであった。暴動に付和雷同しただけの「土劣」や「事理に明る」かった土豪がいかに対応していったかは、一九二九年一月の中共江蘇省党部第二次全省代表大会での報告が「〔宿遷暴動の〕結果、党部と豪紳

とは結託して、農民大衆の要求をしりぞけて鎮圧してしまつた⁽²⁰⁾とのべていることから推測しうるであろう。

一方、秘密結社へ下層民衆を組織する役割を果すことの多かつた游民層は徹底的に弾圧されていくことになる。省政府民政庁の「取締刀会辦法」は、すでに各県単位で行なわれていた「釀禍の根」たる無業游民を、保甲的な連保制でとりしまる方法などを総括して、一九二九年一月に決定されて各県に通令された。それは、(一)入会者は半月以内に自首すること、(二)武器を差し出すこと、(三)首要の逮捕、(四)戸ごとに検査すること、(五)人民の互保(五家の連保)、(六)教師を嚴禁する(教師である無業游民が入境したら、公安局に知らせ、追い返すか、県政府に送る)、(七)武器製造の禁止、(八)人民自衛は保衛団法⁽²¹⁾に遵つてなすこと(申一二・一)の八項目を内容とするもので、「邪術」の組織者である無業游民を村から閉め出して、民衆との結びつきを断とうとするものであった。こうして秘密結社は村落社会の『表通り』より姿を消し、再び民間に潜伏していくことになった。

第二に、民衆の武器は没収され(その筈であった)「公認」をうけた「自衛のための槍砲」だけが所有を許

されることとなった。民間の武装解除に関わる政令は、省政府の成立直後にすでに発出されていたが(一九二七年一月一日付「取締民間械彈暫行條例」『公報』八・九所載)、南京政權によって「査驗自衛槍炮及給照暫行條例」(『公報』一七九、八一九頁、六月二日付)として改めて定められた。

これらの諸措置は、いずれも民衆に対する抑圧支配の体制を保甲を媒介にして強化するものであって、二次暴動後に宿遷県党部が指摘したような「農民生活の増進」「土地問題の解決」等の点について、すなわちこの暴動の原因となった「迷信」問題や農民の窮乏化という事態に根本的に対処していこうという姿勢は全く見られなかった。

「進歩」と「革新」の名の下に行なわれた抑圧の強化に対して、江北民衆が暴動という形で提起せざるをえなかった問題は何ら解決されることなく次の時代にもちこされていくことになった⁽²²⁾。

(1) 第一次暴動の経過については、「宿遷脱險者口述暴動経過詳情」(『時報』三月二日)による。以下、煩雑を避けるために出典を示す註は出来る限り本文中括弧内に註記す

る。その際、『申報』一申、『時報』一時と略記する。又『導報』『商報』『新聞報』『時事新報』は、青山前掲論文に収録されたものを参照した。

(2) 「宿遷僧衆土劣刀匪暴動」(『申報』二月二〇日)の記載によれば、「暴動分子」が叫んだりピラにして貼っていたスローガンは、「三民主義を打倒しろ」「帝國主義を恢復しろ」「春聯を廃止せず、爆竹を鳴らさせろ」「迎神賽会を恢復しろ」「陽曆を廃止し陰曆を實行しろ」等である。又、易元『紅旗』論文では、スローガンは「孫中山の打倒」「三民主義の打倒」「県党部の打倒」「洋学堂の打倒」等となっている。

(3) 極楽庵はその系列下の五華頂等の五寺院とともに二〇万畝以上の土地を所有しており、僧侶は県署よりも「十倍も立派な」建物に住み、小作料取り立てと金貸しに明けくれているという(吳壽彭論文、七九頁)。

(4) 「宿遷土劣僧匪暴動統訊」(『申報』二月二一日)では以下の十項の要求となっている。(一)県党部の取り消し、(二)洋学堂の取り消し、(三)演講序の撤去、(四)東嶽廟の再建、(五)馬啓豫・孫用標・臧蔭篤の釈放、(六)馬啓電の家産の返還、(七)廟産の流用を許さない、(八)禁烟・禁賭・禁娼を許さない、(九)正月一日には常の通り迎神賽会をさせろ、(十)各家では春聯を貼って爆竹を鳴らそう。この(一)(二)(三)(四)等は、本文中の三条件の(一)と重なるが、後半が食い違っている。とくに、重要な苛捐雜税反対の項が抜けて、土豪劣紳の利益の

擁護の主張が見られる。本文の三要求が、民衆が口々に叫んだことを総括したものであるのに対し、この十条件は、暴動の指導部の恐らくは文書による要求であろう。易元論文では「党匪に反対する」「苛捐雜税を免除せよ」「以後大小刀会を圧迫してはならない」の三要求となっている。

(5) この張某は、『時報』(二月二一日)及び振張之前掲論文では、前清の秀才で年五〇歳位となっている。

(6) 易元、前掲論文、八一九頁。当時の宿遷県の戸数は一二一、二九六戸、人口は六一七人。

(7) 「飭查宿遷童前県長釀亂案」(『公報』一〇九、一九二九年四月一五日)。

竊吾宿刀会之起、原由於鄉民之自衛、久別良莠不齊、加以奸人摻縱利用、漸有蠢動狀態、去歲城廂一帶、下級貧寒愚氓、多入此会、時有聚衆游行街市等事。

(8) 「土劣」らの場合、彼らの手になると思われる『民衆聯合意見書』(青山論文所載)『通告文』(大同民衆革命軍)のピラ、『時報』四月二五日)の類では、三民主義の趣旨そのものには賛成するが、それに依拠した政策の具体的実施にあたって「曲解」した党部や貪官汚吏こそが排除されるべきであると主張しており、国民党そのものの否定にまでは到っていない。

(9) 宿遷『導報』による。中央大学督学邵聰の調査による中央大学の対策もほぼこれに重なる(『時報』四月二一日)。

(10) 同じ龍抬頭の日に、河北省大名県において黄馬褂会の

反乱が起されているが、関連は不明(『大名県志』卷二二、兵警団志、五四七頁、一九三四年)。

(11) 龍岡登「河南省視察記」(『東亜』二一〇、一九二九年一〇月号)によれば、西北軍の総帥馮玉祥の支配下の河南省においても、「迷信打破」「旧習打破」が激しく行なわれたという。

(12) 党部によって検挙されても、「運動」によってすぐ釈放されてしまう場合が多かったという(『申報』四月一日)。

(13) 劉は、この七カ月間における五人目の県長であった(『青山論文』一九頁)。

(14) 第三次暴動については、主に「徐東刀会又起騒動」(『申報』四月一日)、「徐東刀会暴動旋平」(『時報』四月一日)による。それ以外によった場合のみ文中に註記する。

(15) 彼らは皆以前に党部によって捕えられたが「運動」によって保釈を許され、つねに「報復」を考えていたという。

(16) 飯一道は、浄地会・一心会とも言い、その首領馬士偉は皇帝を自称していたとされる、一九二九年八月の弾圧によって解体される(『時報』八月一日、一七日)。飯一道については、李世瑜『現在華北秘密宗教』(台北古亭書屋、一九七五年)参照。

(17) 国民党員たちによって掲げられた「革新」「進歩」に對抗するために、反乱勢力が旗に掲げたものは、「大同」

の世界であり、「無始無終」の「無極」の宇宙であり、流れて去ることのない「聖なる時間」であったということは、反乱が廟の「祝祭」の日を選んで起されたこととともに重要な問題を含んでいることを予想させるが、今後の検討課題として残したい。

(18) 徐州(銅山県)では従来小刀会の組織が少なかったために、同地の「土劣」が呼応しようとしても、依拠する武力が整いにくかったという。

(19) 「大同規約」のピラがまかれた時に、「刀会の中でも稍さか事理に明るい者は、(これは)造反であると考えて、多数でぞろぞろとたち去った」という(『時報』四月二十五日)。

(20) 鏡松『江蘇政治状況与党的任務和策略』(一九二九年一月、三三頁)、党部も政府も「同じ穴のムジナ」と見る当時の中共の立場からして、文中の「党部」は「政府」と読みかえることができる。

尚ついでに、中共江蘇省委員会がこの暴動にどのように対応したかを、同書によって簡単に整理しておきたい。

一九二九年三・四月頃に、宿遷には七〇〇名の中共黨員(過大な数字と思われる、——引用者)があり、数千の農民がその領導下にあり、三百余の武器を所有していた。暴動とともに「刀会の大衆を奪取して、刀会暴動を革命闘争に変える」「暴動から游撃戦争へ」(漣水県におけるスローガン)というスローガンの下に、反動的な指導者・豪紳地

(157) 江北民衆暴動（一九二九年）について

主層より民衆を脱離させて、反豪紳地主の闘争へ参加させることが企図された。そして実際に、暴動部隊が県城を包囲攻撃している時に、中共影響下の大衆をそこから分離して地主の堡壘を攻めたが、このためにかえって大衆の党に対する信頼は失われ、客観的には国民党軍閥を助けることになってしまい、そして国民党と豪紳地主が結託して圧迫してきた時に、中共宿遷県委員会は逃亡政策をとり、その結果同地の中共組織は壊滅してしまったという。

(21) 「県保衛団法」(『中華民国法規大全』第一冊七行政、

(一)内政、九二八頁)は、一九二九年七月一三日、南京政權によって公布された。保衛団(以前の公安団)は、保甲制と結びついて民間の治安維持を任務とするというもの。

(22) また、これらの諸暴動による衝撃は、地方行政をめぐって事々に反目しあっていた県党部と県政府の關係及び国民党内における『進歩派』の動向に一つの転機をもたらすことになったのだが、このことについては前掲「南京政權と『迷信打破運動』」を参照されたい。

(一九七九・一二・一五)(一橋大学助教授)